○農林水産省令第五十二号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十七条第一項及び第三項第三号並びに第六十一条並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十六日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸出事業計画の認定の申請） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。 一　（略） 二　輸出事業計画に法第三十七条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面 三　輸出事業計画に法第三十七条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類 イ　次に掲げる者が法人である場合には、その登記事項証明書若しくは定款又はこれに代わる書面 (1)　当該事項に係る農地を農地以外のものにする者 (2)　当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者 ロ　当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） ハ　当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面 ニ　輸出事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 ホ　当該事項に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面 ヘ　当該事項に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面） ト　その他参考となるべき書類 四　（略） （輸出事業計画に記載する事項） **第二条**　法第三十七条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、同条第一項の認定を申請する事業者による輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状及び当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題とする。	（輸出事業計画の認定の申請） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項の規定による輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。 一　（略） （新設） （新設） 二　（略） （輸出事業計画に記載する事項） **第二条**　法第三十四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、同条第一項の認定を申請する事業者による輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状及び当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題とする。